

令和 6 年度 第 6 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
2 開催日 令和 6 年 9 月 9 日（月）
3 場 所 消防局 6 階 作戦室
4 出席者 委員（11名）
　　土門副会長、伊藤委員、鶴田委員、寺田委員、大氣委員、
　　福田委員、小久保委員、田島委員、経塚委員、中原委員、
　　野中委員
　　事務局（4名）
　　大和田係長、橋本係長、和泉係員、杉山係員
5 公開・非公開の別 公開
6 傍聴者の数 1 名
7 議題
（1）令和 6 年度第 5 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
（2）「（仮題）自主検査ガイドライン」の作成について
（3）その他
8 審議経過

【土門副会長】

令和 6 年度第 6 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

（副会長から開催の挨拶があった。）

本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

（配布資料の説明を行った。）

【土門副会長】

令和 6 年度第 5 回川崎市危険物等保安審議会の会議録について、皆様から意見等はありますか。

意見等は無いようですので前回の会議録を承認することとします。

続いて、「（仮題）自主検査ガイドライン」の作成について議題に入ります。

本日の審議の進め方についての説明を事務局からお願いします。

【事務局】

前回の審議では、今後のスケジュール、フォーマットの統一事項及びシート名等を審議していただきました。審議後、事務局から各委員に担当する最新のシートを送付し、統一事項等を踏まえ内容を修正後、事務局に返信をいただいている。今回は全体会議とし、各担当者からシートの内容について説明を行い、皆様からご意見をいただき、仕上げ作業を行っていきたいと思います。予定としては A 班から始まり、B 班、

C版という流れで実施していきたいと思います。

【土門副会長】

それではA班の担当者から説明をお願いします。

(事務局がシートをスクリーンに映し出し、検討を実施。)

【伊藤委員】

まず、「アース」の説明から行います。1、2回目の修正時に写真の追加がありましたので、追加の写真を活用しています。法参考についてですが、以前の決まりごとの中で、写真に関するものを記載することとなっていましたので、移動タンク貯蔵所の内容は取消し線を入れています。

その他には前回の統一事項にありましたので、企業参考の記載箇所を法参考の上に配置しました。

【福田委員】

着眼点に接地抵抗値は適切かの記載があるので、接地抵抗値の数字は入れた方が良いと思います。

【伊藤委員】

法令に接地抵抗値について具体的な数字があれば、記載しても良いと思います。

【事務局】

法令で具体的な数字はありませんが、接地の種類はA種からD種まであり、その中で数字が定められています。消防側としては立入検査を実施した際、定期点検の内容に接地抵抗値が基準値内であるか確認をしています。

【土門副会長】

法令に接地抵抗値の数字がないのであれば、企業参考に数字の一例を記載すればよいかと思います。

【小久保委員】

接地抵抗値は様々な機器の点検項目に入っていて、機器ごとに抵抗値は異なるので、全て記載していくことは難しいと思います。企業参考に接地抵抗値の一例を記載すれば良いと思います。

【土門副会長】

接地抵抗値の記載については、記載の有無も含めて検討をしてください。また、法参考の記載方法ですが、危政令（製造所の基準等）第〇条第〇項第〇号という記載で宜しかったでしょうか。

【事務局】

法体系の作り方は、危政令（見出し）第〇条第〇項第〇号の順となっています。

【土門副会長】

法参考の記載については、今後その順番で統一したいと思います。

では、次の項目についてご説明をお願いします。

【伊藤委員】

次に、「配線」の説明を行います。タイトルは点検項目の小項目を基本としていると思いますが、見やすさを考えて中項目の電気設備の表記を入れています。

【福田委員】

小項目を基本としていますので、電気設備を入れるとしても小項目の後に括弧書きで記載した方が良いと思います。

【小久保委員】

小項目の「配電盤」の記載で電気設備がイメージできますので、中項目の「電気設備」は省略して良いかと思います。

【土門副会長】

分かりました。小項目の記載のみとしてください。

【伊藤委員】

法参考についてですが、危政令の原文の記載については削除し、製造所の基準の電気設備に係る項目を残しました。その他、「労衛則」の内容を記載していますが、記載の有無についてご意見を頂きたいです。

【土門副会長】

法参考については、消防法の内容を記載しますので、その他参考に記載してはどうでしょうか。

【福田委員】

弊社では「安衛則」の表記を使いますが、「労衛則」の表記を使う場合の方が多いのでしょうか。

【経塚委員】

労働基準監督署は「安衛則」の表記を使うケースが多かったと思います。

【伊藤委員】

消防の法規集の略語の記載には、「労衛則」となっていますので、表記を揃えてその他参考に記載するようにします。

【小久保委員】

点検着眼点で電気盤内の機器及び端子部のゆるみ等はないかという内容について、通電中は触っての点検はしない旨の表記を入れた方が良いと思います。

【土門副会長】

点検方法等については企業参考に入れた方が良いと思います。

【伊藤委員】

通電中は感電の恐れがあるので、触れないようにする旨の内容を企業参考に追加します。

【事務局】

次に、A班の鶴田様からご説明をいただきたいと思います。

【鶴田委員】

まず、「自動火災報知設備」の説明から行います。法参考の危政令第21条を追加

し、他には点検着眼点の項目を追加し、企業参考のＬＥＤの内容について追加しました。

【土門副会長】

法参考の条文を英数字に修正が必要です。点検着点の語尾「。」は削除してください。発信機、綜合盤の写真があれば追加した方が良いと思います。企業参考の語尾は「している」を「しています」に修正してください。

【鶴田委員】

次に、「消火器以外の消防設備」の説明を行います。改善前の写真はありましたが、改善後の写真がなかったため削除し、点検箇所の写真のみ残しています。点検着眼点と企業参考の項目を追加しています。

【福田委員】

企業参考の語尾は「している」を「しています」に修正してください。

【小久保委員】

企業参考の「加圧送水装置」は分かりにくいので「消火栓エンジンポンプ」の表記が良いと思います。

【鶴田委員】

最後に、「消火器」の説明を行います。こちらも改善前の写真はありましたが、改善後の写真がなかったため削除し、点検箇所の写真のみ残しています。他には点検着眼点の項目を追加しています。

【土門副会長】

消火器の適切な設置位置について、写真がありましたら追加した方が良いと思います。法参考の内容についても追加した方が良いと思います。

【事務局】

次にA班の中原様からご説明をいただきたいと思います。

【中原委員】

まず、「その他 貯蔵時の物品間の間隔」から説明を行います。点検箇所の写真にコメントをいただいているが、自社に屋内貯蔵所がないため、対応中です。その他、企業参考の記載の順番を統一事項に合わせて変更し、法参考の表記を修正しています。

【福田委員】

企業参考の語尾は「している」を「しています」に修正し、法参考括弧書きの「貯蔵の基準」を危政令のあとに記載してください。

【伊藤委員】

点検箇所の写真データがありますので、お送りします。

【中原委員】

次に、「架台（屋内貯蔵所）」の説明を行います。点検着眼点の表記について正を行い、法参考の「第〇号」の表記の修正と危政令の内容を追加しています。

【福田委員】

法参考について危政令と危規則の順番を入れ替えた方が良いと思います。危政令を

先の後に危規則を表記した方が法文の内容と合致すると思います。

【小久保委員】

法参考の「第〇号」の表記について、法文では、漢数字の後にスペースが入る形となっていますので、合わせたほうが良いかと思います。

【土門副会長】

法参考の表記については、法文の表記と合わせる形で良いかと思います。

その他、御意見等は無いようですので、今回、説明を行った委員は審議の内容を踏まえ、シートの仕上げ作業を行い、事務局へ送信してください。

では、事務局から次回の開催についてのお知らせをお願いします。

【事務局】

次回の開催は10月21日（月）の開催を予定しております。開催場所は本日と同様6階作戦室での開催を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

【土門副会長】

これで令和6年度第6回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。